

岩手県知事
達増 拓也 様

要 請 書

平成 23 年 8 月 1 日

岩手県農業会議
会長 佐々木 正勝

原発事故による畜産経営の損害等に関する緊急要請

東日本大震災から5ヵ月が経過しようとしている。被災地では、復旧・復興に向けて懸命に取り組まれているが、未だ混然とした状況にある。

国、県においては、補正予算を措置するなどにより諸対策を講じているが、今後とも、地域の実情と要望を踏まえた万全の支援対策を要請する。

一方、先の福島原発事故により、本県においても、牧草や稲わら、さらには牛肉から国の暫定許容値、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、生産農家は、経済的損失や先行き不安により極めて深刻な状況にある。

こうした事態の早期収束のため、安全・安心の両面から緊急対策を実施し、生産者が経営継続できる環境づくりとあわせて、消費者の不安が解消されるよう、県においては、下記について国に対し十分な措置を強く要請されるとともに、県独自にも必要な対策を積極的に講じられるよう特段の配慮をお願いする。

また、東京電力株式会社による賠償の速やかな実施について、国が責任を持って対処されるよう要請されたい。

記

1 肉用牛の全頭検査について

今次の事態の早期解決を図るためには、安全なものしか市場に出回らないという基本に立って、その道筋を明確に示し、生産・流通・消費の面から安全・安心を確保することが何にも増して重要である。

こうした中で、県においては出荷牛の検査を実施することとしているが、完全な全頭検査にはなっていない。

消費者の不安を払拭するうえで、全頭検査が不可欠であるので、関係機関・団体等との全県的な連携体制の再構築により、その早期実施を図ること。

また、肉用牛は、全国流通していることから、本来、この検査は全国統一基準により、国の責任において実施されるべきものであり強く要請すること。

2 生産者の経営安定対策について

(1) 農家への賠償等

国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された牛肉については、国が責任を持って買い上げ損害賠償するとともに、その処理も国において行うこと。

また、国の指示により出荷停止する場合も同様の措置を講ずること。

さらには、震災により発生した燃料や飼料不足による生乳の廃棄、家禽の死亡等のほか、牧草使用自粛などにより被害を被った畜産経営を支援するため、損失補てん対策を講ずること。

(2) 国の緊急対応策の充実強化

ア 賠償請求額立替払いの増額

7月26日に農林水産省から発表された緊急対応策において、出荷制限などで出荷できなくなった牛について、生産者の賠償請求額の一部として畜産団体による3ヶ月分の飼料代に相当する1頭当たり5万円の立替払いが示されたところであるが、更に長期化することが想定されることから、その状況を踏まえ増額すること。

イ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業の運用改善

稲わらや牛肉からセシウムが検出されたことにより枝肉価格が急落して生産者は大きな打撃を受けている。

このため、補てん金の前倒し交付が行われることとされたが、さらにこうした事態に至った原因にかんがみ、下落分の差額補てんの財源は全額国庫負担とするとともに、被災地対策の観点から地域別算定方式の導入、補てん割合の引き上げなど、制度の見直し・充実を図ること。

ウ 粗飼料の確保等の対策

緊急対応策において稲わら等の緊急供給支援スキームが示されたところであるが、その確保と供給に万全な対策を講ずること。

(3) 肉用子牛生産者補給金制度の運用改善

最近の肉用牛子牛価格は枝肉価格の下落に連動する形で低下しているが、これは(2)のイと同様の原因であることは明らかであるので、当該制度による補てん財源は全額国庫負担とすること。

(4) たい肥等の施用・生産・流通の自粛

ア 家畜ふん尿等処理

農林水産省は、高濃度のセシウムが検出された植物原料を利用した堆肥の生産、土壌への施用などを自粛するよう関係都県に要請されたが、国からの通知は関係者に十分周知すること。

また、これらの適切な管理や最終的な処理の方針などを国において早期に提示されるよう要請すること。

イ 戸別所得補償制度における耕畜連携

放射性物質の降下の影響で、稲わら等を給餌した牛のふん尿等から生産されたたい肥の施用自粛が求められているが、戸別所得補償制度の耕畜連携助成の営農計画書を作成し、すでに加入申請している場合は、助成の対象とすること。

ウ 耕畜連携の指導指針

上記ア、イの状況に対応し、今後における耕畜連携の明確な指導指針の提示とその周知徹底を早急に行うこと。

(5) 牛の飼養管理の徹底

農家においては、出荷自粛が行われており、また、国の指示による出荷停止が実施されれば飼養期間が延び牛の病気等の事故が懸念されるので飼養管理方法の徹底を図ること。

3 牛肉の消費回復対策について

(1) 風評被害対策

現状における枝肉及び子牛価格の急落は、消費者の間で牛肉に対する敬遠ムードが広がり、需要が減少していることによるものであるので、消費者の購買行動に無用の混乱を招くことのないよう、正確で丁寧な情報提供に努める必要がある。

本県においては、出荷牛の全頭検査を実施し、安全性が確保されていることについて、流通業者から、販売店、消費者に至る全ての段階において十分な周知を図ること。

(2) 消費拡大対策

消費者が牛肉の購入を拡大するよう、国において積極的なPR活動を行うとともに、県や団体の行う活動に対し経費の助成措置を講ずること。

また、牛肉のトレーサビリティシステムについて、本県が全国に先駆けて、今次の問題も払拭し、さらに安全・安心を提供できるよう改良できないか検討すること。

4 食の安全・安心の確保について

稲わらや牛肉から高濃度の放射性セシウムが検出され食の安全・安心に対する不安が大きく揺らいでいる

今後、出来秋を迎えることになるので、県は、検査対象を拡大し、県産農産物への信頼を確保するための方策を先行的に検討すること。